

5年ごと配当付介護年金終身保障保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義および介護年金の種類

- 第1条 用語の意義
- 第2条 介護年金の種類

2. 介護年金および死亡給付金の支払

- 第3条 介護年金および死亡給付金の支払
- 第4条 介護年金および死亡給付金の支払に関する補則
- 第5条 介護年金および死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱
- 第6条 介護年金の一括払
- 第7条 介護年金のすえ置支払
- 第8条 死亡給付金支払方法の選択
- 第9条 介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第10条 年金証書

3. 保険料払込の免除

- 第11条 保険料払込の免除
- 第12条 保険料払込免除の請求

4. 当会社の責任開始期

- 第13条 当会社の責任開始期

5. 保険料の払込

- 第14条 保険料の払込
- 第15条 保険料の払込方法（経路）
- 第16条 年一括払保険料の前納
- 第17条 月払保険料の一括払

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

- 第18条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険料の自動貸付

- 第19条 保険料の自動貸付
- 第20条 保険料の自動貸付の取消

8. 保険契約の復活

- 第21条 保険契約の復活

9. 保険契約の無効および取消

- 第22条 介護年金等不法取得目的による無効
- 第23条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

- 第24条 告知義務
- 第25条 告知義務違反による解除
- 第26条 保険契約を解除できない場合
- 第27条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

- 第28条 解約および解約返還金
- 第29条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12. 契約内容の変更

- 第30条 基本介護年金額の減額
- 第31条 払済保険への変更
- 第32条 保険料払込期間の変更

13. 契約者貸付

- 第33条 契約者貸付

14. 死亡給付金受取人

- 第34条 死亡給付金受取人の代表者
- 第35条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更
- 第36条 遺言による死亡給付金受取人の変更

15. 保険契約者

- 第37条 保険契約者の代表者
- 第38条 保険契約者の変更
- 第39条 保険契約者の住所の変更

16. 年齢の計算その他の取扱

- 第40条 年齢の計算
- 第41条 契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱

17. 契約者配当金の割当および支払

- 第42条 契約者配当金の割当
- 第43条 契約者配当金の支払

18. 時効

- 第44条 時効

19. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第45条 被保険者の業務、転居および旅行

20. 保険種類の転換および家族内保障承継

- 第46条 保険種類の転換
- 第47条 家族内保障承継の取扱

21. 管轄裁判所

- 第48条 管轄裁判所

22. 保険料の一部一時払の特則

- 第49条 保険料の一部一時払の特則

23. 保険料の払込完了特則

- 第50条 保険料の払込完了特則

24. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

- 第51条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

25. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

- 第52条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

(ご参考)

ご契約者の便宜のため、各条文の下に主な参照条文をかかげてあります。

5年ごと配当付介護年金終身保障保険普通保険約款

(平成25年3月20日改正)

(この保険の概要)

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

給付の内容	
介護年金	被保険者が所定の要介護状態に該当したときに第1回の介護年金を支払い、被保険者が第1回の介護年金の支払日の年単位の応当日に生存している限り、終身にわたって第2回以後の介護年金を支払います。ただし、保証期間中の最後の介護年金の支払日前に被保険者が死亡したときは、残余保証期間の未払介護年金の現価を支払います。
死亡給付金	被保険者が第1回の介護年金の支払日前に死亡したときに支払います。
保険料払込の免除	被保険者が保険料払込期間中に第1回の介護年金の支払事由に該当したとき、所定の高度障害状態に該当したとき、または不慮の事故によって所定の身体障害の状態に該当したときに、その後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義および介護年金の種類

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語の意義	
基本介護年金額	介護年金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、当会社の定める取扱範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
未払介護年金の現価	保険契約の消滅日または介護年金の一括払の請求日までの年金の支払回数に応じて、当会社所定の方法により計算した金額をいいます。
責任開始期	保険契約の締結または復活に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱が行われた保険契約においては最後の復活の際の責任開始期をいうものとします。
契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいうものとします。

⇒●責任開始期——第13条 ●復活——第21条

第2条（介護年金の種類）

介護年金の種類は5年保証期間付終身年金とします。

2. 介護年金および死亡給付金の支払

第3条（介護年金および死亡給付金の支払）

1. この保険契約において支払う介護年金および死亡給付金はつぎのとあります。

		介護年金または死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	受取人	支払額	支払事由に該当しても介護年金または死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介 護 年 金	第1回の介護年金	つぎの条件をすべて満たしたとき (1) 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（表1）に該当したこと (2) その要介護状態が、その該当した日からその日を含めて180日間継続し、かつ、回復の見込がないこと	被保険者	基本介護年金額	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
	第2回以後の介護年金	被保険者が第1回の介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき	被保険者	基本介護年金額	
死 亡 給 付 金	被保険者が第1回の介護年金の支払日前に死亡したとき	死亡給付金受取人	被保険者が死亡した時の責任準備金額	被保険者が死亡した時の責任準備金額	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意

2. 介護年金の支払日については、つぎのとあります。

- (1) 第1回の介護年金
第1回の介護年金の支払事由が生じた日
- (2) 第2回以後の介護年金
第1回の介護年金の支払日の年単位の応当日

⇒●責任開始期、基本介護年金額——第1条

表1 対象となる要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する状態をいいます。

- (1) つぎの①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 寝返りまたは歩行の際に、それぞれ表Aに規定する介護を要する状態
 - ② 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態
- (2) つぎの①および②のいずれにも該当する状態
 - ① 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、表Cに規定する問題行動が5項目以上みられる状態
 - ② 表Bの1から4までの項目に規定するいずれかの行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態であり、かつ、その他1項目以上の行為の際に、それぞれ表Bに規定する全面的な介護を要する状態または部分的な介護を要する状態

表A

		介護を要する状態
寝返り (身体にふとん等をかけない状態で横たわったまま左右のどちらかに向きを変えること)		つぎのいずれかに該当する状態 (1) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまつても、他人の介助なしでは寝返りができない。 (2) ベッド柵、ひも、バー、サイドレールにつかまらなければ、1人で寝返りができない。
歩行 (歩幅や速度は問わず立った状態から5m以上歩くこと)		つぎのいずれかに該当する状態 (1) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いても、歩行ができない。 (2) 杖、義手、義足、歩行器等の補助用具、装具を用いたり、壁で手を支えたりしなければ歩行ができない。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。		

表B

項目	全面的な介護を要する状態	部分的な介護を要する状態
1. 入浴	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 介護者に抱えられなければ、一般家庭浴槽の出入りをすることができない。 (2) 自分では全く洗身（浴室でスポンジやタオルなどに石鹼等を付けて全身を洗うこと）を行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 1人では一般家庭浴槽の出入りをすることができず、介護者が支える、手を貸すなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗身において、身体の一部を洗う、石鹼等を付けるなど部分的に介助が必要である。
2. 排せつ	つぎのいずれかに該当する状態 (1) かなりの頻度で失禁してしまうので、あむつままたは特別な器具を使用している。 (2) 自分では排尿、排便後に身体の汚れたところの拭き取り始末ができない。 (3) 排尿、排便時に便器のまわり等を汚してしまっため、介護者が掃除をする必要がある。	_____
3. 清潔 ・整容	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全く口腔清潔（はみがき・うがい等）を行うことができない。 (2) 自分では全く洗顔を行うことができない。 (3) 自分では全く整髪を行うことができない。 (4) 自分では全くつめ切りを行うことができない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 口腔清潔において、歯ブラシやうがいの水の用意、歯磨き粉を歯ブラシに付けるなど部分的に介助が必要である。 (2) 洗顔において、タオルを用意する、衣服が濡れていかないかの確認など部分的に介助が必要である。 (3) 整髪において、くしやブラシの用意など部分的に介助が必要である。 (4) つめ切りにおいて、右手のつめは自分で切れない、足のつめは自分で切れないなど部分的に介助が必要である。
4. 衣服 の着脱	つぎのいずれかに該当する状態 (1) 自分では全くボタンのかけはずしができない。 (2) 自分では全く上衣の着脱ができるない。 (3) 自分では全くズボン、パンツ等の着脱ができるない。 (4) 自分では全く靴下の着脱ができるない。	つぎのいずれかに該当する状態 (1) ボタンのかけはずしの一部は自分で行っているが、部分的に介助が必要である。 (2) 上衣の着脱の一部は自分で行っているが、上衣を常に持っている、麻ひがある側の腕のみ着せるなど部分的に介助が必要である。 (3) ズボン、パンツ等の着脱の一部は自分で行っているが、最後に上まで上げるなど部分的に介助が必要である。 (4) 靴下の着脱の一部は自分で行っているが、靴下を丸める、つま先だけはかせるなど部分的に介助が必要である。
(注) 上記について、時間帯等によって状況が異なる場合は、より頻回にみられる状況や日頃の状況にもとづくものとします。また、上記に規定する全面的な介護を要する状態および部分的な介護を要する状態には、運動機能の有無にかかわらず、器質性認知症により該当する状態を含むものとします。		

表C

問 題 行 動
(1) ひどい物忘れがある。
(2) まわりのことに関心がない。
(3) 物を盗られたなど被害的になることがある。
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。
(5) 実際にないものが見えたり、聞こえることがある。
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。
(8) 暴言や暴行を行うことがある。
(9) 絶えず独話や同じ話をくり返したり、口や物を使って周囲に不快な音をたてる。
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。
(11) 助言や介護に抵抗することがある。
(12) 目的もなく動き回ることがある。
(13) 自分がどこにいるか分からず、「家に帰る」等と言い落ち着きがないことがある。
(14) 外出すると迷子になることがある。
(15) 徘徊をすることがある。
(16) むやみに物を集めることがある。
(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。
(18) むやみに物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。
(19) 所かまわず排せつをする、または、弄便等の不潔行為をすることがある。
(20) 異食行為がある。
(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。
(注) 上記に規定する問題行動がみられる状態とは、それぞれについて少なくとも1週間に1回以上の頻度でみられる状態をいいます。

第4条（介護年金および死亡給付金の支払に関する補則）

- 死亡給付金を支払う前に第1回の介護年金の請求を受け、第1回の介護年金が支払われるときは、当会社は、死亡給付金を支払いません。
- 死亡給付金が支払われた場合には、その支払後に第1回の介護年金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
- 保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、第3条（介護年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、介護年金の受取人は保険契約者とします。
- 介護年金の受取人を被保険者（第3項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
- 死亡給付金の支払事由の発生以前に死亡給付金受取人が死亡し、死亡給付金受取人の変更が行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人を死亡給付金受取人とします。
- 第5項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第5項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
- 第5項および第6項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 被保険者が要介護状態（表1）に複数該当することとなる場合でも、当会社は、介護年金を重複しては支払いません。
- 被保険者が第1回の介護年金の支払日以後、保証期間中の最後の介護年金の支払日前に死亡したときは、保証期間中の未払介護年金の現価を介護年金の受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人。また、第3項の規定に該当するときは、介護年金の受取人）に支払い、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡給付金を支払います。
- 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に要介護状態（表1）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第26条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者ののみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として要介護状態に該当したものとみなして、第3条の介護年金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
- 第1回の介護年金を支払う場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、つぎの各号のとおりとします。
 - 第14条（保険料の払込）第9項または第10項の規定により支払われる返還金からそれらの元利金の差引を行った後に差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金から差し引き、基本介護年金額を改めます。
 - 第1号の場合、改められた基本介護年金額が当会社の定める金額に満たないときは、介護年金の支払を行わず、差引後の金額を介護年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、第1回の介護年金の支払事由が生じた時に消滅します。
- 死亡給付金を支払うときに保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、死亡給付金（第14条第9項または第10項の規定により支払われる返還金を含みます。）からそれらの元利金を差し引きます。

⇒●介護年金・死亡給付金の支払、要介護状態——第3条
●介護年金の請求——第9条 ●基本介護年金額——第1条

第5条（介護年金および死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱）

1. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（ただし、第2項の場合を除きます。）
2. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、責任準備金その他の返還金の払戻はありません。
3. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分については第1項の規定を適用し、その部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
4. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって介護年金の支払事由に該当した場合には、当会社は、介護年金を支払いません。ただし、その原因によって介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、介護年金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

⇒●介護年金・死亡給付金の支払、免責事由——第3条 ●責任開始期——第1条

第6条（介護年金の一括払）

1. 介護年金の受取人は、第1回の介護年金の支払日以後保証期間中の最後の介護年金の支払日前に限り、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保証期間中の将来の介護年金の支払にかえて、残余保証期間の未払介護年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余保証期間の未払介護年金の現価とします。
2. 第1項の規定により介護年金の一括払が行われたときは、その旨を年金証書に表示し、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保証期間経過後の毎年の介護年金の支払日に被保険者が生存しているときは、介護年金を継続して支払います。
 - (2) 介護年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。

⇒●介護年金の支払——第3条 ●年金証書——第10条

第7条（介護年金のすえ置支払）

1. 介護年金の受取人は、介護年金について、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払を選択することができます。
2. 第1項の規定によりすえ置かれた介護年金は、保険契約が消滅したとき、または介護年金の受取人から請求があったときに介護年金の受取人に支払います。ただし、被保険者が死亡したことにより保険契約が消滅した場合で、かつ、介護年金の受取人が被保険者の場合は、被保険者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）に支払います。

⇒●介護年金の支払——第3条

第8条（死亡給付金支払方法の選択）

保険契約者（死亡給付金の支払事由発生後は死亡給付金受取人）は、死亡給付金の一時支払にかえて、当会社の定める取扱にもとづき、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

⇒●死亡給付金——第3条、第4条

第9条（介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

1. 介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または介護年金の受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた介護年金または死亡給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、介護年金または死亡給付金を請求してください。
3. 本条の規定により介護年金または死亡給付金の請求を受けた場合、介護年金または死亡給付金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
4. 介護年金または死亡給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から介護年金または死亡給付金の請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第3項の規定にかかわらず、介護年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - (1) 介護年金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

- 第3条（介護年金および死亡給付金の支払）に定める支払事由発生の有無
- (2) 介護年金または死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合
　介護年金または死亡給付金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
　当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
(7) 第2号および第3号に定める事項
(I) 第27条（重大事由による解除）第1項第4号の事由に該当する事実の有無
(ウ) 保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人の保険契約締結の目的
(イ) 保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人の介護年金もしくは死亡給付金の請求の意図
　に関する保険契約の締結時から介護年金もしくは死亡給付金の請求時までにおける事実
5. 第4項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第3項および第4項の規定にかかわらず、介護年金または死亡給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
- (1) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 第4項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
6. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は介護年金または死亡給付金を支払いません。
7. 第4項または第5項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、介護年金または死亡給付金を請求した者にその旨を通知します。

⇒●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条

第10条（年金証書）

当会社は、第1回の介護年金を支払うときに、年金証書を作成して介護年金の受取人に交付します。

3. 保険料払込の免除

第11条（保険料払込の免除）

1. 次表の保険料の払込を免除する場合のいずれかに該当したときは、当会社は、つぎに到来する第14条（保険料の払込）第2項の保険料期間以降の保険料の払込を免除します。ただし、次表の保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合のいずれかに該当するときは保険料の払込を免除しません。

保険料の払込を免除する場合（以下「保険料払込の免除事由」といいます。）	保険料払込の免除事由に該当しても保険料の払込を免除しない場合
(1) 被保険者が保険料払込期間中に第1回の介護年金の支払事由に該当したとき	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱
(2) 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険料払込期間中に高度障害状態（表2）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、その障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意 (2) 戦争その他の変乱
(3) 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（表3）に該当したとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより左記の保険料払込の免除事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱

2. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（表2）に該当した場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第26条（保険契約を解除できない場合）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を原因として高度障害状態に該当したものとみなして、第1項の保険料払込の免除事由の(2)の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
3. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって保険料払込の免除事由の(1)に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって保険料払込の免除事由の(1)に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
4. 被保険者が戦争その他の変乱によって保険料払込の免除事由の(2)に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって保険料払込の免除事由の(2)に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
5. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって保険料払込の免除事由の(3)に該当した場合には、当会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、その原因によって保険料払込の免除事由の(3)に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込を免除します。
6. 保険料の払込が免除された場合には、当会社は、以後第14条に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
7. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料払込の免除事由の発生時以後、つぎの各号の取扱に関する規定は適用しません。

- (1) 基本介護年金額の減額
- (2) 払済保険への変更
- (3) 保険料払込期間の変更
- (4) 保険種類の転換
- (5) 保険料の払込完了

⇒●介護年金の支払事由——第3条

- 責任開始期、契約応当日——第1条
- 基本介護年金額の減額——第30条 ●払済保険への変更——第31条
- 保険料払込期間の変更——第32条 ●保険種類の転換——第46条
- 保険料の払込完了——第50条

表2 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる高度障害状態	備考								
両眼の視力を全く永久に失ったもの	<p>(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。</p> <p>(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込がない場合をいいます。</p> <p>(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。</p>								
言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	<p>(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。</p> <p>① 語音構成機能障害で、つぎの(ア)から(イ)までのうち3つ以上の状態に該当し、その回復の見込がない場合</p> <p>(ア) いずれの口唇音についても発音ができない状態</p> <p>(イ) いずれの歯舌音についても発音ができない状態</p> <p>(ウ) いずれの口蓋音についても発音ができない状態</p> <p>(エ) いずれの喉頭音についても発音ができない状態</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>口唇音</td><td>ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ</td></tr> <tr> <td>歯舌音</td><td>な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ</td></tr> <tr> <td>口蓋音</td><td>か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん</td></tr> <tr> <td>喉頭音</td><td>は行音</td></tr> </table> <p>② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合</p> <p>③ 声帯全部の摘出により発音ができない場合</p> <p>(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、口腔（舌を含みます。）の運動障害または欠損により、流動食以外のものは摂取できない状態（流動食を摂取できない状態も含みます。）で、その回復の見込がない場合をいいます。</p>	口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ	歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ	口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん	喉頭音	は行音
口唇音	ま行音、ぱ行音、ば行音、わ行音、ふ								
歯舌音	な行音、た行音、だ行音、ら行音、さ行音、しゅ、し、ざ行音、じゅ								
口蓋音	か行音、が行音、や行音、ひ、にゅ、ぎゅ、ん								
喉頭音	は行音								

対象となる高度障害状態	備考																		
中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	<p>「終身常に介護を要するもの」とは、つぎの1から8までの項目すべてについて、それぞれつぎに定める行為が自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="755 332 1418 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="755 332 890 377">項目</th><th data-bbox="890 332 1418 377">行為</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="755 377 890 444">1. 食物の摂取</td><td data-bbox="890 377 1418 444">はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 444 890 512">2. 排便</td><td data-bbox="890 444 1418 512">洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 512 890 579">3. 排尿</td><td data-bbox="890 512 1418 579">洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 579 890 691">4. 排便および排尿の後始末</td><td data-bbox="890 579 1418 691">排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 691 890 759">5. 衣服の着脱</td><td data-bbox="890 691 1418 759">ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 759 890 826">6. 起居</td><td data-bbox="890 759 1418 826">横になった状態から起き上がり、座位を保つこと</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 826 890 893">7. 歩行</td><td data-bbox="890 826 1418 893">立った状態から歩くこと</td></tr> <tr> <td data-bbox="755 893 890 923">8. 入浴</td><td data-bbox="890 893 1418 923">一般家庭浴槽に出入りすること</td></tr> </tbody> </table>	項目	行為	1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと	2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）	4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること	5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること	6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと	7. 歩行	立った状態から歩くこと	8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること
項目	行為																		
1. 食物の摂取	はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと																		
2. 排便	洋式便器に座った状態で排便すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
3. 排尿	洋式便器に座った状態で排尿すること（便器に座るまでの行為は含みません。）																		
4. 排便および排尿の後始末	排便および排尿後に身体の汚れたところを拭き取ること																		
5. 衣服の着脱	ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること																		
6. 起居	横になった状態から起き上がり、座位を保つこと																		
7. 歩行	立った状態から歩くこと																		
8. 入浴	一般家庭浴槽に出入りすること																		
両上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。																		
両上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	<p>① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p>																		
1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	<p>② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p>																		
両下肢を足関節以上で失ったもの	<p>(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。</p>																		
両下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	<p>① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p>																		
1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	<p>② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合</p>																		
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			
1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの																			
1上肢の運動機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの																			

表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

対象となる身体障害の状態	備考
1眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。 (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭くおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみません。
両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。 (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $\frac{1}{4}(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を永久に残すもの」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上で回復の見込のない場合をいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を永久に残すもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された状態で、その回復の見込のない場合
1上肢を手関節以上で失ったもの	(1) 「上肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 上肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 上肢の3大関節（肩関節、肘関節および手関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の運動機能を全く永久に失ったもの	(2) 「下肢の運動機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 下肢を自分の力では全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 下肢の3大関節（股関節、膝関節および足関節）すべてについて、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合
1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	(3) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。 ① 関節について、自分の力では全く動かすことができず、かつ、他人の力を借りても全く動かすことができない状態で、その回復の見込のない場合 ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合
1下肢を足関節以上で失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
1下肢の運動機能を全く永久に失ったもの	
1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
1手の5手指を失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの	① 手指の末節の2分の1以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節または近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、つぎのいずれかの場合をいいます。
10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

第12条（保険料払込免除の請求）

1. 保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。
2. 保険契約者は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険料払込の免除を請求してください。
3. 第2項の規定にかかわらず、この保険契約において第1回の介護年金の請求があったときは、保険料払込の免除について保険契約者から請求があったものとして取り扱います。
4. 保険料払込の免除の請求については、第9条（介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）第3項から第7項までの規定を準用します。

⇒●保険料払込の免除事由——第11条 ●介護年金の請求——第9条

4. 当会社の責任開始期

第13条（当会社の責任開始期）

1. 当会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 第1項により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 当会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。この場合、保険証券には、保険契約を締結した日を記載せず、第2項の契約日を記載します。

⇒●告知——第24条

5. 保険料の払込

第14条（保険料の払込）

1. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次表の保険料の払込方法（回数）にしたがい、第15条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める保険料の払込方法（経路）により、保険料の払込方法（回数）ごとにつぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
半年一括払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
年一括払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 第1項で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が第1項の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込を要しなくなったときは、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護年金を支払うときは介護年金の受取人。また、死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに第1回の介護年金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき第1回の介護年金から差し引きます。ただし、第1回の介護年金から差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金から未払込保険料を差し引き、基本介護年金額を改めます。この場合、改められた基本介護年金額が当会社の定める金額に満たないときは、介護年金の支払を行わず、差引後の金額を介護年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、第1回の介護年金の支払事由が生じた時に消滅します。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を支払うべき死亡給付金から差し引きます。ただし、死亡給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第18条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後その契約応当日の属する月の末日までに保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第18条に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。
7. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
8. 月払の保険契約が基本介護年金額の減額等によって当会社の定める月払取扱の範囲外になったときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法（回数）を年一括払または半年一括払に変更します。
9. 年一括払契約または半年一括払契約で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末

日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返還金を保険契約者(介護年金を支払うときは介護年金の受取人。また、死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人)に支払います。

- (1) 保険契約の消滅。ただし、第5条(介護年金および死亡給付金の免責事由に該当した場合の取扱)第2項、第22条(介護年金等不法取得目的による無効)または第23条(詐欺による取消)に該当する場合を除きます。
- (2) 基本介護年金額の減額
- (3) 保険料払込の免除事由

10. 第9項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料(保険料の一時払に対応する部分の保険料を除きます。)について準用します。
11. 保険料の払込が免除されている保険契約については、第9項の規定は適用しません。
12. 月払契約で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の中途中で第9項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
13. 第12項の規定は、一時払契約および月払契約の第1回保険料について準用します。

参考

たとえば、契約日が平成25年5月1日の保険契約の場合、第2回目および第3回目の保険料の払込期月は保険料の払込方法(回数)ごとにそれぞれ次のとおりとなります。

保険料の払込方法(回数)	第2回目の保険料の払込期月	第3回目の保険料の払込期月
月払	平成25年6月1日～平成25年6月30日	平成25年7月1日～平成25年7月31日
半年一括払	平成25年11月1日～平成25年11月30日	平成26年5月1日～平成26年5月31日
年一括払	平成26年5月1日～平成26年5月31日	平成27年5月1日～平成27年5月31日

⇒●契約応当日、基本介護年金額——第1条 ●保険契約の消滅——第3条、第28条
●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条 ●保険料払込の免除事由——第11条

第15条(保険料の払込方法(経路))

1. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。
- (1) 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (2) 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
- (3) 所属団体または集団を通じ払い込む方法(所属団体または集団と当会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。)
- (4) 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、第1項各号の保険料の払込方法(経路)の範囲内で、保険料の払込方法(経路)を変更することができます。
3. 保険料の払込方法(経路)が第1項第1号または第3号である保険契約において、その保険契約が当会社の取扱範囲外となつたときまたは当会社の取扱条件に該当しなくなつたときは、保険契約者は、第2項の規定により保険料の払込方法(経路)を他の払込方法(経路)に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第16条(年一括払保険料の前納)

1. 年一括払契約の場合、保険契約者は、将来の年一括払保険料2年分以上を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。
2. 第1項の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置き、年単位の契約応当日ごとに年一括払保険料の払込に充当します。
3. 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社の定める取扱にもとづき、次期以後の年単位の契約応当日ごとに、その残額を年一括払保険料の払込に順次充当します。
4. 保険料の払込を要しなくなつた場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、介護年金を支払うときは介護年金の受取人に、死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人に払い戻します。

⇒●契約応当日——第1条

第17条(月払保険料の一括払)

1. 月払契約の場合、保険契約者は、当月分以後の保険料を一括払することができます。この場合、一括払される保険料が3ヶ月分以上あるときは、当会社所定の割引率で保険料を割引します。
2. 保険料の払込を要しなくなつた場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、介護年金を支払うときは介護年金の受取人に、死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人に払い戻します。

6. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効

第18条（猶予期間および保険契約の失効）

- 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	払込期月の翌月初日から末日まで
半年一括払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月は契約応当日が2月、6月、11月の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
年一括払	

- 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返還金と同額の返還金を請求することができます。
- 猶予期間中に第1回の介護年金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を第1回の介護年金から差し引きします。ただし、第1回の介護年金から差し引けない残額があるときは、保険契約の責任準備金から未払込保険料を差し引き、基本介護年金額を改めます。この場合、改められた基本介護年金額が当会社の定める金額に満たないときは、介護年金の支払を行わず、差引後の金額を介護年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、第1回の介護年金の支払事由が生じた時に消滅します。
- 猶予期間中に死亡給付金の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料を死亡給付金から差し引きます。ただし、死亡給付金が未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、死亡給付金を支払いません。
- 猶予期間中に保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込の免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

参考

たとえば、契約日が平成25年5月1日の保険契約の場合、第2回目の保険料の払込期月と猶予期間は保険料の払込方法（回数）ごとにそれぞれ次表のとおりとなります。

保険料の払込方法（回数）	第2回目の保険料の払込期月	第2回目の保険料の払込の猶予期間
月払	平成25年6月1日～平成25年6月30日	平成25年7月1日～平成25年7月31日
半年一括払	平成25年11月1日～平成25年11月30日	平成25年12月1日～平成26年1月1日
年一括払	平成26年5月1日～平成26年5月31日	平成26年6月1日～平成26年7月1日

⇒●払込期月——第14条 ●契約応当日——第1条 ●解約返還金——第28条
●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条 ●保険料払込の免除事由——第11条

7. 保険料の自動貸付

第19条（保険料の自動貸付）

- 保険料の払込がない今まで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返還金があるときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、当会社は、自動的に保険料相当額を貸し付けて保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。
- 本条の貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返還金額（その保険料の払込があったものとして払込年月数により計算し、本条の貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）をこえない間、行われるものとします。
- 本条により貸し付ける保険料相当額は、つぎの各号のとおりとします。
 - 月払契約の場合
半年単位の契約応当日を基準とし、払い込むべき月からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料に相当する額。ただし、この期間全体についての貸付ができるときは、できるところまでの月数分の保険料に相当する額とします。
 - 年一括払契約または半年一括払契約の場合
払い込むべき保険料に相当する額。ただし、年一括払契約の場合で、解約返還金額が年一括払保険料とその利息の合計額には満たないものの、半年一括払保険料とその利息の合計額を上回るときは、あらかじめ保険契約者から別段の申出がない限り、保険料の払込方法（回数）を半年一括払に変更したうえで、半年一括払保険料に相当する額を貸し付けます。
- 本条の貸付は、猶予期間満了時に貸し付けをものとします。
- 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率（年一括払契約においては年8%以下、半年一括払契約においては半年4%以下、月払契約においては月8/12%以下で定めます。）で計算し、保険料の払込方法（回数）に応じ、つぎのとおり元金に繰り入れます。
 - 年一括払契約または半年一括払契約の場合
次期以後の保険料払込の猶予期間が満了する日ごとに元金に繰り入れます。

(2) 月払契約の場合

半年単位の契約応当日の属する払込期月に対応する猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、つぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料相当額の貸付ができなかった場合は、貸し付けられた保険料相当額が充当された期間の直後の払込期月に対応する猶予期間が満了する日に元金に繰り入れます。

6. 第5項第2号の規定にかかるらず、月払契約の場合で、新たに保険料相当額の貸付が行われない場合の本条の貸付金の利息は、直前に利息を元金に繰り入れた日の半年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。ただし、その後、新たに本条による貸付が行われる場合は、本条の貸付金の利息は、その貸付が行われるときに元金に繰り入れます。
7. 本条の貸付金のある保険契約において、保険料払込期間の満了日が到来した場合は、保険料払込期間の満了日の翌日に貸付金の利息を元金に繰り入れ、以後、その年単位の応当日ごとに貸付金の利息を元金に繰り入れます。

⇒●猶予期間——第18条 ●解約返還金——第28条 ●契約者貸付——第33条
●契約応当日——第1条

第20条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求があったときは、当会社は、保険料の自動貸付を行わなかつものとして、その請求による取扱をします。

⇒●保険料の自動貸付——第19条 ●猶予期間——第18条 ●解約——第28条
●払済保険への変更——第31条

8. 保険契約の復活

第21条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、保険契約の復活を請求することができます。
2. 保険契約の復活を請求するときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
3. 保険契約の復活を当会社が承諾したときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、保険料期間がすでに到来している未払込保険料（第33条（契約者貸付）第6項の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
4. 保険契約の復活を行う場合、当会社は第3項に定める金額を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）から復活後の保険契約上の責任を負います。
5. 保険契約の復活を行う場合、当会社は、新たな保険証券を交付しません。

⇒●保険契約の失効——第18条

9. 保険契約の無効および取消

第22条（介護年金等不法取得目的による無効）

保険契約者が介護年金もしくは死亡給付金を不法に取得する目的または他人に介護年金もしくは死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第23条（詐欺による取消）

保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人に詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第24条（告知義務）

当会社が、保険契約の締結または復活の際、介護年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

⇒●責任開始期——第13条 ●復活——第21条

第25条（告知義務違反による解除）

1. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつた場合または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 当会社は、介護年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、介護年金もしくは死亡給付金を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに介護年金または死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求し、すでに保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
3. 第2項の規定にかかわらず、介護年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が解除の原因となつた事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、介護年金もしくは死亡給付金を支払い、または保険料の払込を免除します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条 ●保険料払込の免除事由——第11条
●解約返還金——第28条

第26条（保険契約を解除できない場合）

当会社は、つぎのいずれかの場合には第25条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかつたとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により当会社が告知を求める事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 当会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつたとき
- (2) 当会社が、解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に、介護年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときを除きます。
- (4) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第24条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第24条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

⇒●責任開始期——第1条 ●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条
●保険料払込の免除事由——第11条

第27条（重大事由による解除）

1. 当会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または介護年金の受取人がこの保険契約の介護年金（保険料払込の免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この保険契約の介護年金（保険料払込の免除を含みます。）または死亡給付金の請求に関し、その受取人（保険料払込の免除の請求については保険契約者）に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
 - (4) 保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (7) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (ア) 保険契約者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 当会社の保険契約者、被保険者、介護年金の受取人または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から第5号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 当会社は、介護年金もしくは死亡給付金の支払事由または保険料払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金または死亡給付金（第1項第4号の事由にのみ該当した場合で、第1項第4号の事由に該当したのが死亡給付金受取人のみであり、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき死亡給付金。以下本号にお

- いて同じ。)を支払いません。また、すでにその支払事由により介護年金または死亡給付金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
- (2) 第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料払込の免除事由による保険料払込の免除を行いません。また、すでにその保険料払込の免除事由により保険料の払込を免除していたときは、当会社は、保険料の払込を免除しなかつたものとします。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返還金と同額の返還金（第1回の介護年金の支払日以後に保険契約を解除したときは残余保証期間の未払介護年金の現価）を保険契約者（残余保証期間の未払介護年金の現価を支払うときは介護年金の受取人）に支払います。
5. 第4項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡給付金の一部の受取人について第2項第1号の規定を適用し死亡給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡給付金に対応する部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

⇒●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条 ●保険料払込の免除事由——第11条
●解約返還金——第28条

11. 解約および解約返還金

第28条（解約および解約返還金）

1. 保険契約者は、第1回の介護年金の支払日前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。
2. 解約返還金は、経過年月数（保険料払込中の保険契約において経過年月数が保険料の払込年月数をこえている場合は払込年月数）により計算します。
3. 第1項の請求をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 解約返還金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。

第29条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

1. 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をできる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約する旨の通知が当会社に到着した時から1ヶ月を経過した日にその効力が生じます。
2. 第1項の解約が通知された場合でも、通知の時にあいてつぎの各号のすべてを満たす介護年金の受取人または死亡給付金受取人が、保険契約者の同意を得て、第1項の解約の効力が生じるまでの間に、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、第1項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 第2項の通知をするときは、介護年金の受取人または死亡給付金受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、第1回の介護年金の支払事由が生じ、当会社が介護年金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第1回の介護年金の支払事由が生じた日以後、第1項および第2項の規定は適用しません。
 - (2) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。この場合、第1回の介護年金の支払事由が発生した日に残余保証期間の未払介護年金の一括払の請求があったものとし、当会社が債権者等に支払う金額は、未払介護年金の現価を限度とします。
 - (3) 当会社は、第1回の介護年金の支払事由が発生した日ににおける残余保証期間の未払介護年金の現価から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を介護年金の受取人に支払います。
 - (4) 保証期間経過後の毎年の介護年金の支払日に被保険者が生存しているときは、当会社は、介護年金を継続して介護年金の受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が当会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、当会社が死亡給付金を支払うべきときは、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 当会社は、第1項の解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。ただし、死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額を限度とします。
 - (2) 当会社は、死亡給付金の支払事由の発生により支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を死亡給付金受取人に支払います。

⇒●解約——第28条 ●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条

12. 契約内容の変更

第30条（基本介護年金額の減額）

1. 保険契約者は、第1回の介護年金の支払日前に限り、当会社の定める取扱にもとづき、基本介護年金額を減額することができます。ただし、減額後の基本介護年金額は当会社の定める金額以上であることを要します。
2. 基本介護年金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基本介護年金額の減額をしたときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
4. 基本介護年金額の減額をした場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

⇒●基本介護年金額——第1条 ●解約——第28条

第31条（払済保険への変更）

1. 保険契約が、つぎの各号のいずれにも該当するときは、保険契約者は、次回以後の保険料払込を中止し、この保険の払済保険に変更することができます。この場合、払済保険の基本介護年金額は、解約返還金（保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）をもとに定めます。
 - (1) 契約日から3年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続しているとき
 - (2) 保険料払込期間中であるとき
2. 払済保険への変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 払済保険に変更した後の介護年金および死亡給付金の支払については、この普通保険約款に定めるところによります。
4. 払済保険の基本介護年金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。

⇒●基本介護年金額——第1条 ●解約返還金——第28条 ●契約日——第13条

第32条（保険料払込期間の変更）

1. 保険契約が、つぎの各号のいずれにも該当するときは、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、保険料払込期間を短縮することができます。
 - (1) 契約日から3年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続しているとき
 - (2) 残存保険料払込期間が5年以上あるとき
2. 保険契約が、つぎの各号のいずれにも該当するときは、保険契約者は、当会社の承諾を得て、当会社の定める取扱にもとづき、保険料払込期間を延長することができます。
 - (1) 契約日から3年以上の期間にわたって保険料が払い込まれ有効に継続しているとき
 - (2) 残存保険料払込期間が2年以上あるとき
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、保険料払込期間が終身の保険契約については、保険料払込期間の変更は取り扱いません。
4. 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 保険料払込期間の変更をするときは、当会社の定めた方法で計算した差額金を授受し、その後の保険料を改めます。
6. 保険料払込期間の変更をした場合に、保険料の自動貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返還金をそれらの元利金の返済にあてます。

⇒●契約日——第13条 ●解約返還金——第28条

13. 契約者貸付

第33条（契約者貸付）

1. 保険契約者は、第1回の介護年金の支払日前に限り、解約返還金額の所定の範囲内（保険料の自動貸付または本条の貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。）で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
2. 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、貸付に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 本条の貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
4. 保険契約が消滅した場合に、本条の貸付または保険料の自動貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
5. 本条の貸付および保険料の自動貸付の元利金が解約返還金額をこえたときは、保険契約者は、当会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。
6. 当会社が第5項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、当会社所定の金額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。

⇒●解約返還金額——第28条 ●保険料の自動貸付——第19条

●保険契約の消滅——第3条、第28条

14. 死亡給付金受取人

第34条（死亡給付金受取人の代表者）

- 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の死亡給付金受取人を代理するものとします。
- 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が死亡給付金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡給付金受取人に対しても効力を生じます。

第35条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）

- 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 第1項の通知をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 第1項の通知が当会社に到着したときは、死亡給付金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- 第3項の規定にかかわらず、第1項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡給付金受取人に対して死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付金受取人から死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

第36条（遺言による死亡給付金受取人の変更）

- 第35条（当会社への通知による死亡給付金受取人の変更）の規定によるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 第1項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 遺言による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- 第3項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

15. 保険契約者

第37条（保険契約者の代表者）

- 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 第1項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第38条（保険契約者の変更）

- 保険契約者は、第1回の介護年金の支払日前に限り、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 第1項の規定によるほか、保険契約者が法人で、かつ、介護年金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者は、第1回の介護年金の支払日以後、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を被保険者に承継させることができます。
- 保険契約者の変更をするときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
- 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 保険契約者と介護年金の受取人が異なる場合、介護年金の受取人は、第1回の介護年金の支払日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第39条（保険契約者の住所の変更）

- 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- 保険契約者が第1項の通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所（通信先を含みます。）に発した通知は、通常到達するためには要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年齢の計算その他の取扱

第40条（年齢の計算）

- 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については、6ヶ月以下のものは切り捨て、6ヶ月をこえるものは1年とします。
- 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

⇒●契約日——第13条 ●契約応当日——第1条

第41条（契約年齢または性別に誤りがあった場合の取扱）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。
 - (1) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 実際の契約年齢にもとづいて保険料を改め、すでに払い込まれた保険料の超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。
 - (4) 前(ア)の規定にかかわらず、介護年金または死亡給付金の支払事由の発生後で、これらが支払われる場合、その受取人に保険料の超過分を支払い、または支払うべき介護年金もしくは死亡給付金から保険料の不足分を差し引きます。
- (2) 契約日における実際の契約年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、つぎのとおり取り扱います。
 - (7) 保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。この場合、介護年金その他当会社からの支払金があるときは、すでに払い込まれた保険料からその金額を差し引きます。
 - (4) 前(ア)の規定にかかわらず、契約日においては最低契約年齢に足りなかったものの、その事実が発見された日ににおいてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日に契約したものとして、第1号と同様に取り扱います。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて保険料を改め、第1項第1号の規定を準用して取り扱います。

⇒●契約年齢——第40条 ●契約日——第13条

17. 契約者配当金の割当および支払

第42条（契約者配当金の割当）

1. 当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、つぎの保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。
 - (1) つぎの事業年度中に、つぎの(ア)または(イ)のいずれかの日（以下「5年ごとの契約応当日等」といいます。）が到来する保険契約
 - (7) 契約日（保険料払込期間満了後は、保険料払込期間の満了日の翌日）から5年ごとに到来する年単位の契約応当日
 - (1) 保険料払込期間の満了日の翌日
 - (2) つぎの事業年度中に消滅するつぎの保険契約。この場合、消滅の事由が(ウ)に該当するときは、(ア)および(イ)に該当するときよりも下回る金額を割り当てるものとします。
 - (7) 死亡給付金の支払によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (1) 第1回の介護年金の支払日以後において被保険者の死亡によって消滅する場合には、契約日および直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年以上経過して消滅する保険契約
 - (ウ) 前(ア)および(イ)以外の事由によって消滅する場合には、契約日からその日を含めて2年以上経過して消滅（直前の5年ごとの契約応当日等からその日を含めて1年内に消滅する場合を除きます。）する保険契約。ただし、基本介護年金額の減額により保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。
2. 第1項のほか、契約日から所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

⇒●契約応当日、基本介護年金額——第1条 ●契約日——第13条
●死亡給付金の支払——第3条 ●保険契約の消滅——第3条、第28条

第43条（契約者配当金の支払）

1. 第42条（契約者配当金の割当）第1項第1号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等の前日の満了時に保険契約が有効である場合（保険料払込中の保険契約にあっては、その5年ごとの契約応当日等の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。）に限り、つぎの事業年度に到来する5年ごとの契約応当日等から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てて置いて、つぎの各号のとおり支払います。
 - (1) 死亡給付金の支払によって保険契約が消滅したときは、死亡給付金受取人に支払います。
 - (2) 第1回の介護年金の支払日以後において被保険者の死亡によって保険契約が消滅したときは、介護年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。ただし、第4条（介護年金および死亡給付金の支払に関する補則）第3項の規定に該当するときは、介護年金の受取人に支払います。
 - (3) 第1号および第2号以外の事由によって保険契約が消滅したときは、保険契約者に支払います。
 - (4) 第1回の介護年金の支払日前において保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
 - (5) 第1回の介護年金の支払日以後において介護年金の受取人から請求があったときは、介護年金の受取人に支払います。
2. 第42条第1項第2号の規定によって割り当てた契約者配当金は、つぎの各号のとおり支払います。ただし、保険料払込中の保険契約にあっては、消滅する直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれていることを要します。
 - (1) 第42条第1項第2号(ア)に該当するときは、死亡給付金受取人に支払います。

- (2) 第42条第1項第2号(イ)に該当するときは、介護年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。ただし、第4条第3項の規定に該当するときは、介護年金の受取人に支払います。
- (3) 第42条第1項第2号(ウ)に該当するときは、保険契約者に支払います。
3. 第42条第2項の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める取扱にもとづき支払います。
4. 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第9条（介護年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

⇒●契約応当日——第1条 ●死亡給付金の支払——第3条
●保険契約の消滅——第3条、第28条

18. 時効

第44条（時効）

介護年金、死亡給付金、解約返還金、契約者配当金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料払込の免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第45条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

20. 保険種類の転換および家族内保障承継

第46条（保険種類の転換）

1. 保険契約者は、当会社所定の要件を満たす場合、この保険契約を当会社の認める他の保険種類に転換することができます。
2. 保険種類を転換する場合には、転換特約条項を適用するものとし、転換後の保険契約には、転換後の保険種類に関する普通保険約款が適用されます。

第47条（家族内保障承継の取扱）

1. 保険契約者は、当会社所定の要件を満たす場合、この保険契約を保険契約者の家族（家族内保障承継特約条項に定める保険契約者の家族）のうちのいずれかの者を被保険者とする保険契約に承継させることができます。
2. 第1項の承継を行う場合には、家族内保障承継特約条項を適用するものとし、承継後の保険契約には、承継後の保険種類に関する普通保険約款が適用されます。

21. 管轄裁判所

第48条（管轄裁判所）

1. この保険契約における介護年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、つぎのいずれかの裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
 - (1) 当会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
 - (2) 介護年金の受取人または死亡給付金受取人（介護年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地と同一の都道府県内にある当会社の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所
2. この保険契約における保険料払込の免除の請求に関する訴訟については、第1項の規定を準用します。

22. 保険料の一部一時払の特則

第49条（保険料の一部一時払の特則）

1. 保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の一部について、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の払込方法を一時払とすることができます。この場合の保険契約はつぎの各号の部分から構成されます。
 - (1) 保険料の一時払に対応する部分（以下この部分を「一時払保険部分」といいます。）
 - (2) 保険料の年一括払、半年一括払および月払に対応する部分（以下この部分を「分割払保険部分」といいます。）
2. 一時払保険部分がある保険契約については、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 第11条（保険料払込の免除）第1項および第6項の規定は、一時払保険部分には適用しません。
 - (2) 第13条（当会社の責任開始期）における第1回保険料には、一時払保険部分の保険料を含みます。
 - (3) 一時払保険部分または分割払保険部分のみの解約は取り扱いません。
 - (4) 保険料払込期間を変更するときは、分割払保険部分について第32条（保険料払込期間の変更）の規定を適用します。

23. 保険料の払込完了特則

第50条（保険料の払込完了特則）

- 保険料払込期間が終身の保険契約の場合、保険契約者は、当会社の定める取扱にもとづき、将来の保険料の払込に加えて、当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込を完了することができます。
- 保険料の払込完了は、契約日から当会社所定の期間経過後のいずれかの年単位の契約応当日を保険料の払込完了日とし、その日の前日までの保険料が払い込まれ、有効に継続しているときに限り取り扱います。ただし、保険料の自動貸付または契約者貸付が行われているときは、保険料の払込完了を取り扱いません。
- 保険料の払込完了を行うときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
- 保険料の払込完了を行うときは、保険契約者は、第1項に定める当会社所定の金額を保険料の払込完了日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、保険料の払込完了前の保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込完了前の 保険料の払込方法（回数）	猶予期間
月払	保険料の払込完了日の属する月の翌月初日から末日まで
半年一括払	保険料の払込完了日の属する月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（保険料の払込完了日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
年一括払	

- つぎの各号の場合には、保険料の払込完了はなかったものとします。
 - 第1項に定める当会社所定の金額が払い込まれないまま、保険料の払込完了日以後第4項に定める猶予期間の満了日までに、つぎのいずれかの事由が生じたとき
 - 介護年金の支払事由
 - 死亡給付金の支払事由
 - 保険料払込の免除事由
 - 第1項に定める当会社所定の金額が第4項に定める猶予期間の満了日までに払い込まれなかったとき
- 保険料の払込を完了した保険契約については、第11条（保険料払込の免除）の規定は適用しません。
- 保険料の払込を完了した保険契約については、第42条（契約者配当金の割当）第1項第1号中「保険料払込期間満了後」とあるのは「保険料の払込完了後」と、「保険料払込期間の満了日の翌日」とあるのは「保険料の払込完了日」と読み替えます。

⇒●契約応当日——第1条 ●契約日——第13条
●介護年金・死亡給付金の支払事由——第3条 ●保険料払込の免除事由——第11条

24. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第51条（死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）

官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約において、保険契約者である団体が当該保険契約の死亡給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等にもとづく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、つぎの各号の書類を必要とします。

- 死亡退職金等の受給者が死亡給付金の請求内容を了知していることがわかる書類（死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。）
- 保険契約者である団体が第1号の死亡退職金等の受給者について受給者本人であることを確認した書類

25. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第52条（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料充当金（以下「第1回保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれつぎに定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 - 当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当会社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 - 当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- 第1項第1号の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとします。
 - 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
 - クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレ

- ジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。) から保険料相当額を受け取ることができないこと
3. 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。
4. 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について当会社所定の金額の払込を要する変更を行う場合で、その際に払い込むべき金額を、クレジットカードまたはデビットカードにより払い込むときは、その払込について、第1項から第3項までの規定を準用します。

⇒●責任開始期——第1条、第13条

別表1 請求書類

(1) 介護年金、死亡給付金、保険料払込の免除の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	介護年金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 当会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 介護年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
		(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
2	介護年金の一括払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 年金証書
3	死亡給付金	(1) 当会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、当会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料払込を証する書類 (6) 保険証券
4	保険料払込の免除	(1) 当会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故により免除事由に該当した場合） (3) 当会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料払込を証する書類 (5) 保険証券

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。

(2) その他の請求書類

項 目		必 要 書 類
1	保険契約の復活	(1) 当会社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返還金	(1) 当会社所定の解約および解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
3	介護年金の受取人または死亡給付金受取人による保険契約の存続	(1) 当会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る介護年金の受取人または死亡給付金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る介護年金の受取人または死亡給付金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
4	契約内容の変更 ・基本介護年金額の減額 ・払済保険への変更 ・保険料払込期間の変更	(1) 当会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての当会社所定の告知書（保険料払込期間の延長の場合）
5	保険料の払込完了特則による払込	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
6	契約者貸付	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料払込を証する書類 (4) 保険証券
7	当会社への通知による死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8	遺言による死亡給付金受取人の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しあよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
9	保険契約者の変更	(1) 当会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券（第1回の介護年金の支払日以後は年金証書）
10	積み立てた契約者配当金	(1) 当会社所定の支払請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（第1回の介護年金の支払日以後は介護年金の受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（第1回の介護年金の支払日以後は年金証書）

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることができます。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることができます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは表Aの定義による急激かつ偶発的な外来の事故とします。ただし、表Aの定義をすべて満たす場合であっても、表Bに掲げるものは対象となる不慮の事故に該当しません。

表A 急激・偶発・外来の定義

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません。)
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者の故意にもとづかず、かつ、被保険者にとって予見できないことをいいます。
外来	事故および事故の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因する外因等身体の内部に原因があるものは該当しません。)

表B 不慮の事故に該当しないもの

1. 軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症した場合はその症状が増悪した場合における、その軽微な外因
2. 疾病の診断、治療を目的としたもの	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、処置および医薬品等の使用による有害作用(いずれも患者の行った場合を含みます。)
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温、気圧の変化等および環境的要因によるもの	つぎに掲げるもの (1) 気象条件による過度の高温(熱中症(日射病、熱射病)等の原因となったもの) (2) 高圧、低圧および気圧の変化(高山病、航空病、潜水病等の原因となったもの) (3) 食料、水分の不足(飢餓、脱水症等の原因となったもの) (4) 身体の動搖(乗り物酔い等の原因となったもの)、騒音、振動
5. 過度の肉体行使、運動	過度の肉体行使、レクリエーションその他の活動における過度の運動
6. 化学物質、薬物の作用、飲食物の摂取等	つぎに掲げるもの (1) 接触皮膚炎の原因となった洗剤、油脂およびグリース、溶剤などの化学物質の作用 (2) アレルギー、皮膚炎等の原因となった外用薬の作用または薬物接触 (3) 細菌性の食中毒またはアレルギー性、中毒性の胃腸炎もしくは大腸炎等の原因となった飲食物等の摂取
7. 処刑	司法当局の命令により執行されたすべての処刑

備考

該当例	非該当例
つぎのようなものは、表Aの定義をすべて満たす場合に、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・転落、転倒 ・火災 ・溺水 ・窒息	つぎのようなものは、表Aの定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・公害 ・職業病の原因となったもの ・自殺および自傷行為 ・感染症 ・疾病の症状に起因する入浴中の溺水

備考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病(医学上重要な関係にある疾病を含みます。)について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎの①から③のすべてに該当する場合をいいます。
 - ① 脳内に後天的にあこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 - ③ 平成6年10月12日総務庁告示第75号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分

類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月10日発行)に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02. 0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
ハンチントン病の認知症	F 02. 2
パーキンソン病の認知症	F 02. 3
ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病の認知症	F 02. 4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F 05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月10日発行)以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (2) 前(1)の「器質的な病変あるいは損傷」「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

3. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはつきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏睡(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンシア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすいに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

4. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2) 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3) 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

5. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

